

令和3年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年9月15日(水) 9:00~9:50

2. 場 所 本山町役場 第1会議室

3. 出席委員(14名)

- 1番 川村 隆重(職務代理者)
- 2番 上田 亜矢子
- 3番 澤田 紀夫
- 4番 右城 雄一
- 5番 前田 博
- 6番 畠山 日出男
- 7番 松繁 康雄
- 8番 津田 洋介
- 9番 松葉 晶夫
- 10番 藤原 厚志
- 11番 澤田 博
- 12番 伊藤 彰信
- 13番 福島 敏仁
- 14番 山下 文一(会長)

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会事務局職員

書 記 松岡 るい

6. 議事日程

議事録署名委員の指名 5番 前田 博 6番 畠山 日出男

会議書記の指名事務局書記 松岡 るい

- 第1 本山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第2 農業振興地域整備計画の変更について
- 第3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 非農地証明願について
- 第5 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

事務局： ただいまより、令和3年度9月定例会を開会いたします。
それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしくお願いします。

会 長： それでは、議事録署名委員は、5番 前田 博 委員と6番 畠山 日出男 委員をお願いいたします。書記につきましては、事務局の松岡となります。
それでは、議事に入ります。
議題1番「本山町農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「本山町農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明をさせていただきます。P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)
農地利用最適化推進委員については、本山町農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、本山町農業委員会の承認を求めるものです。ご審議のほど宜しくをお願いします。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、採決に移ります。
議題1番、審議番号1番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題1番、審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1について、事務局より提案理由の説明、説明後確認された地元委員の補足説明があればをお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1について、提案いたします。P2をご覧ください。P2(資料に基づき説明。)(P3～4 参考資料)
申請地は、20年ほど前から耕作ができておらず、現在は山林原野になっています。
今後も耕作は不可能な為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。
現地確認は、令和3年9月2日に、右城 雄一 委員と前田 博 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま提案説明のありました、議題2番、審議番号1番について、ご意見、ご質問はございませんか。

会 長： 無ければ、議題2番、審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題2番、審議番号1番については承認されました。

続きまして、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号2番について、事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号2番について、提案いたします。

P2をご覧ください。P2（資料に基づき説明。）（P5～6ページ 参考資料）

申請地は、15年ほど前から耕作ができておらず、現在は原野化、一部竹林となっており、今後も耕作は不可能です。その為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。

現地確認は、令和3年9月8日に、山下 文一 会長と福島 敏仁 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明。

会長： ただいま提案説明のありました、議題2番、審議番号2番について、ご意見、ご質問はございませんか。

会長： 無ければ、議題2番、審議番号2番について、承認することに異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手。

会長： 全員賛成ですので、議題2番、審議番号2番については承認されました。
続きまして、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号3番について、事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号3番について、提案いたします。

P2をご覧ください。P2（資料に基づき説明。）（7～8ページ 参考資料）

申請地は、申請者の居住地が離れており、20年ほど前から耕作が困難となったため、現在は原野化されています。今後も耕作は不可能な為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。

現地確認は、令和3年9月6日に、畠山 日出男 委員と松繁 康雄 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明。

会長： ただいま提案説明のありました、議題2番、審議番号3番について、ご意見、ご質問はございませんか。

会長： 無ければ、議題2番、審議番号3番について、承認することに異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題2番、審議番号3番については承認されました。
つづきまして、議題3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。

P9をご覧ください。P9（資料に基づき説明。）（P10～11 参考資料）

この件については令和3年2月の定例会で農振地域からの除外で審議され、承認されています。計画変更の手続きが終了しましたので、今回、転用許可申請が提出されております。本案件の転用目的は、資材置場移転のためです。

申請地周辺の農地所有者から理解を得ています。また、隣接の農地所有者からも同意を得ており、申請地を転用することに問題ないと考えます。

現地確認は、令和3年2月10日に、松繁 康雄 委員と川村 隆重 委員に実施してもらっています。なお、内容に変更はありませんが、確認をされました委員さんより補足説明があればお願いいたします。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、採決に移ります。

議題3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題3番、審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題4番「非農地証明願いの件について」関連がありますので、審議番号1～2番について、事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4番「非農地証明願いの件について」審議番号1～2番について、提案いたします。P12～13をご覧ください。

P12～13（資料に基づき説明。）（P14～17 参考資料）

本案件は、農業用水がなく耕作が困難であったため、約25年以上前に周りの土地にも植林されていたこともあり植林を行っています。現況は、一体が山林となっており、今後も耕作は不可能です。令和3年2月の定例会で農振地域からの除外で審議され、承認されています。今回、除外許可がおりましたので、特に問題ないと考えます。

現地確認は、令和3年2月10日に、松繁 康雄 委員と川村 隆重 委員に実施してもらっています。なお、内容に変更はありませんが、確認をされました委員さんより補足説明があればお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま提案説明のありました、議題4番、審議番号1～2番について、ご意見、ご質問はございませんか。

会 長： 無ければ、議題4番、審議番号1～2番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題4番、審議番号1～2番については承認されました。
続きまして、議題4番「非農地証明願いの件について」審議番号3番について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4番「非農地証明願いの件について」審議番号3番について、提案いたします。P13をご覧ください。P13（資料に基づき説明。）（P18～19 参考資料）
本案件は、申請者の居住地が離れており、本業も忙しく20年ほど前から耕作が困難となったため原野化されており、今後も耕作は不可能です。令和3年2月の定例会で農振地域からの除外で審議され、承認されています。除外許可がおりており、特に問題ないと考えます。現地確認は、令和3年2月10日に、松繁 康雄 委員と畠山 日出男 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明があればお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま提案説明のありました、議題4番、審議番号3番について、ご意見、ご質問はございませんか。

会 長： 無ければ、議題4番、審議番号3番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題4番、審議番号3番については承認されました。
つづきまして、議題5番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

会 長： 事務局より何かございませんか。

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、10月7日（木）午前9時から議会議場で、提案します。

会 長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： それでは次回日程は、事務局提案どおりでお願いします。
他に何かございませんか。

委員： ございません。

会長： 無いようですので、9月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。